別紙２　様式・記入例

名称	
様式①入札参加申込書兼誓約書兼承諾書	＜様式・記入例＞
様式②法人役員名簿	＜様式＞
様式③神戸市税に関する誓約書兼調査に関する承諾書（法人）	＜様式＞
様式④委任状	＜様式・記入例＞
様式⑤宛名ラベル	＜様式＞
様式⑥市有不動産借用願兼誓約書兼承諾書（随意契約用）	＜様式・記入例＞
土地賃貸借契約書	

※参加申込書類はまとめて提出してください。

各様式は神戸市ＨＰでも公開しています。

https://www.city.kobe.lg.jp/a69673/dourokanri/nyuusatsu.html

様　式　①

令和　　年　　月　　日

神戸市長宛

令和８年度一般競争入札による駐車場用地（北区南五葉）の貸付

入札参加申込書兼誓約書兼承諾書

私は、「令和８年度一般競争入札による駐車場用地（北区南五葉）の貸付実施要領」（以下「実施要領」という。）に記載の内容を確認し、下記の物件の一般競争入札に申込みいたします。

申込みにあたり、実施要領に記載の入札参加資格を満たしていること、並びに添付資料を含む提出資料すべての記載事項は事実と相違ないことを誓約します。なお、落札しても契約を締結しなかった場合や契約を履行しなかった場合などには一定期間入札参加資格を喪失することがあることを承知しております。

また、今回の申込みにあたり提供した個人情報は、入札参加資格確認のために警察等関係機関への照会資料として使用することに承諾します。

１．入札物件

所　在　地	面積
神戸市北区南五葉１丁目９番のうち	790.74 ㎡（実測）

２．参加申込者

住所	〒　　－		
ふりがな 役職名・氏名			実印
生年月日	Ｔ・Ｓ・Ｈ　　年　　月　　日	性別	男・女
電話番号	（　　）　　－		
メールアドレス			

印鑑登録証明書・印鑑証明書のとおりに記入・押印してください。

３．書類送付・連絡先

以下の□欄に☑または■を記入してください。

	参加申込者欄と同じ	右記のとおり	〒　　－
住所	□	□	
電話番号	□	□	
宛名	□	□	TEL：

４．提出書類等チェックリスト

	☑	提出書類等	対象者
入札参加申込		入札参加申込書兼誓約書兼承諾書	全員
		神戸市税に関する誓約書兼調査に関する承諾書	
		法人役員名簿	
		印鑑証明書	
		履歴事項全部証明書	
		国税の納税証明書その３の３	
		委任状	代理人による入札・契約締結をする場合
		本人確認書類(代理人本人と確認できるもの)	

本申込書は、写しを保管するようにしてください。

神戸市使用欄

受付番号	入札書提出日	保証金確認	入札結果	保証金返還

記入例

様　式　①

入札参加申込の申請日を記載してください。

令和　　年　　月　　日

神戸市長宛

令和８年度一般競争入札による駐車場用地（北区南五葉）の貸付

入札参加申込書兼誓約書兼承諾書

私は、「令和８年度一般競争入札による駐車場用地（北区南五葉）の貸付実施要領」（以下「実施要領」という。）に記載の内容を確認し、下記の物件の一般競争入札に申込みいたします。

申込みにあたり、実施要領に記載の入札参加資格を満たしていること、並びに添付資料を含む提出資料すべての記載事項は事実と相違ないことを誓約します。なお、落札しても契約を締結しなかった場合や契約を履行しなかった場合などには一定期間入札参加資格を喪失することがあることを承知しております。

また、今回の申込みにあたり提供した個人情報は、入札参加資格確認のために警察等関係機関への照会資料として使用することに承諾します。

１．入札物件

所　在　地	面積
神戸市北区南五葉１丁目９番のうち	790.74 ㎡（実測）

２．参加申込者

落札後、土地賃貸借契約を締結する名義人の情報を記入してください。

住所	〒　　－		
ふりがな 役職名・氏名			実印
生年月日	T・S・H　　年　　月　　日	性別	男・女
電話番号	（　　）		
メールアドレス			

印鑑証明書と同一の印鑑で押印してください。

印鑑証明書のとおりに「役職・代表者氏名」を記入してください。

生年月日・性別は、法人の代表者の情報を記入してください。

資料の送受信が可能なアドレスを記入してください。

印鑑登録証明書・印鑑証明書のとおりに記入・押印してください。

３．書類送付・連絡先

以下の□欄に☑または■を記入してください。

	参加申込者欄と同じ	右記のとおり	〒　　－
住所	□	□	
電話番号	□		
宛名	□		

参加申込者欄記載の住所（住民登録や登記上の住所）以外に送付を希望する場合のみ右欄 に記入してください。この場合、郵便番号・電話番号も必ず記入してください。

４．提出書類等チェックリスト

	☑	提出書類等	対象者
入札参加申込		入札参加申込書兼誓約書兼承諾書	全員
		神戸市税に関する誓約書兼調査に関する承諾書	
		法人役員名簿	
		印鑑証明書	
		履歴事項全部証明書	
		国税の納税証明書その３の３	
		委任状	代理人による入札・契約締結をする場合
		本人確認書類(代理人本人と確認できるもの)	

本申込書は、写しを保管するようにしてください。

神戸市使用欄

受付番号	入札書提出日	保証金確認	入札結果	保証金返還

様　式　②

神　戸　市　長　宛

令和　　年　　月　　日

法人役員名簿

私は、神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱第５条各号に基づき、代表者または役員に暴力団員がいないことを確認するために、本様式に記載された情報を警察等関係機関に照会することについて承諾します。なお、記載された全ての役員に同趣旨を説明し、同意を得ています。
また、本様式に記載された情報について、事実と相違がないことを誓約します。

ﾌﾘｶﾞﾅ	氏名(漢字)	生年月日				性別	備考			
		元号	年	月	日		法人名	代表者	役職名	個人住所

※登記簿謄本に記載された役員の他、経営に事実上参加している全員を記載してください。
※全ての項目について記載をしてください。
※行が足りない場合は適宜行を追加してください。
※本様式に記載された個人情報については、入札参加資格確認のために使用し、その他の目的には一切使用しません。また、その取扱いについては、個人情報の保護に関する法律を遵守し、適切に管理いたします。

↓以下削除可

（記入例）

ﾌﾘｶﾞﾅ	氏名(漢字)	生年月日				性別	備考			
		元号	年	月	日		法人名	代表者	役職名	個人住所
ｺｳﾍﾞ ﾀﾛｳ	神戸　太郎	S	30	01	15	M	○○株式会社	○	代表取締役	神戸市東灘区○○町1丁目1番1号
ｺｳﾍﾞ ｼﾞﾛｳ	神戸　次郎	S	35	05	20	M	○○株式会社		取締役	神戸市垂水区○○町1丁目2番3号
ｺｳﾍﾞ ﾊﾅｺ	神戸　花子	S	40	10	25	F	○○株式会社		取締役	神戸市北区○○町10丁目9番8号
ｺｳﾍﾞ ｻﾌﾞﾛｳ	神戸　三郎	H	01	12	31	M	○○株式会社		取締役	神戸市灘区○○町1丁目1番1号

法人

神戸市税に関する誓約書 兼 調査に関する承諾書

神戸市長あて　　令和　　年　　月　　日

１．申請者は、以下のことを誓約します。

（１）納期限が到来している神戸市税に未納の税額がないこと。

（２）上記（１）が事実と相違する場合、令和８年度一般競争入札による駐車場用地（北区南五葉）の貸付における入札参加資格を有すると認められず、もしくは既になされた当該認定を取り消されても異議のないこと。

２．上記１．（１）の確認のため、申請者は以下のことを承諾します。

全ての神戸市税（市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税（種別割）、特別土地保有税、事業所税、入湯税、市たばこ税及び延滞金等徴収金を言う。）の納付又は納入状況、課税状況、申告状況及び猶予制度の適用状況を、神戸市が調査し、その調査結果を令和８年度一般競争入札による駐車場用地（北区南五葉）の貸付における入札参加資格の審査及び確認に利用すること。

３．上記１の誓約及び２の承諾の有効期限は令和９年３月３１日とします。

申請者【法人】

（ふりがな） 法人名	
（ふりがな） 代表者　職・氏名	
法人番号	
登記上の本社・本店所在地	〒　　- □上記の本社・本店は神戸市の法人市民税の課税対象ではない。 ↑本社・本店が神戸市内に所在する場合で、法人市民税の課税対象とはならない事務所（名目本店）は、必ず、チェックボックスにチェックを入れてください。
法人市民税の課税対象となる神戸市内の事務所等、寮等を記入ください。 （本社・本店含む）	 ※事務所数が多い場合は空欄又は別紙にご記入ください。
担当者名	法人へ市税に関して確認の連絡をすることがあります。 法人の担当者の氏名、連絡先を必ずご記入ください。 氏名：　　電話番号：

様　式　④

令和　　年　　月　　日

神戸市長宛

住所

（入札者）
委任者

役職名・氏名　　実印

令和８年度一般競争入札による駐車場用地（北区南五葉）の貸付

委　　任　　状

私は、下記の者をもって代理人と定め、下記物件の貸付にかかる一般競争入札への参加、賃貸借契約の締結並びにこれらに付帯する一切の権限を委任します。

１．入札物件の表示

所　在　地	面積
神戸市北区南五葉１丁目９番のうち	790.74㎡（実測）

２．代理人（受任者）

代理人（受任者）		届出印
住所	〒　　－	
ふりがな 役職名・氏名		
電話番号	（　　）　　－	

・契約締結権限のある名義を記入するよう注意してください。
・届出印には、スタンプ印を使うことはできません。

３．代理人（受任者）の個人情報

私は、神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱第５条各号に基づき、本様式に記載された情報を警察等関係機関に照会することを承諾します。また、本様式に記載された情報について、事実と相違が無いことを誓約します。

代理人（受任者）			
個人住所	〒　　－		
ふりがな 氏名			
生年月日	Ｔ・Ｓ・Ｈ　　年　　月　　日	性別	男 ・ 女

※本様式に記載された個人情報については、入札参加資格確認のために使用し、その他の目的には一切使用しません。また、その取扱いについては、個人情報の保護に関する法律を遵守し、適切に管理いたします。

記入例

様　式　④

令和　　年　　月　　日

神戸市長宛

「入札参加申込書兼誓約書兼承諾書」の参加 申込者と一致させてください。

（入札者）
委任者

住所

役職名・氏名　　実印

令和８年度一般競争入札による駐車場用地（北区南五葉）の貸付

委　　任　　状

私は、下記の者をもって代理人と定め、下記物件の貸付にかかる一般競争入札への参加、賃貸借契約の締結並びにこれらに付帯する一切の権限を委任します。

１．入札物件の表示

所　在　地	面積
神戸市北区南五葉１丁目９番のうち	790.74㎡（実測）

２．代理人（受任者）

代理人（受任者）		届出印
住所	〒　　－	
ふりがな 役職名・氏名		
電話番号	（　　）　　－	

代理人が法人の場合は、「役職・代表者氏名」を記入してください。

認印可。代理人の届出印は実印である必 要はありません。ただしスタンプ式の印鑑の使用は認めません。

・契約締結権限のある名義を記入するよう注意してください。
・届出印には、スタンプ印を使うことはできません。

３．代理人（受任者）の個人情報

私は、神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱第５条各号に基づき、本様式に記載された情報を警察等関係機関に照会することを承諾します。また、本様式に記載された情報について、事実と相違が無いことを誓約します。

代理人（受任者）			
個人住所	〒　　－		
ふりがな 氏名			
生年月日	T・S・H　　年　　月　　日	性別	男 ・ 女

※本様式に記載された個人情報については、入札参加資格確認のために使用し、その他の目的には一切使用しません。また、その取扱いに を遵守し、適切に管理いたします。

代理人が法人の場合、代表者の情報を記入してください。

様式⑤

●入札書類送付用宛名ラベル

入札書類送付時にコピーしてご利用ください。

〒650-8570

神戸市中央区加納町６丁目５番１号

神戸市建設局道路管理課

事務係　宛

令和８年度一般競争入札による
駐車場用地（北区南五葉）の貸付

入札書類在中

（差出人）

住所	
氏名（会社名）	

様　式　⑥

令和　　年　　月　　日

神戸市長宛

令和８年度一般競争入札による駐車場用地（北区南五葉）の貸付

市有不動産借用願兼誓約書兼承諾書(随意契約用)

私は、「令和８年度一般競争入札による駐車場用地（北区南五葉）の貸付実施要領」（以下「実施要領」という。）に記載の内容を確認し、下記の物件の一般競争入札に申込みいたします。

申込みにあたり、実施要領に記載の入札参加資格を満たしていること、並びに添付資料を含む提出資料すべての記載事項は事実と相違ないことを誓約します。なお、落札しても契約を締結しなかった場合や契約を履行しなかった場合などには一定期間入札参加資格を喪失することがあることを承知しております。

また、今回の申込みにあたり提供した個人情報は、入札参加資格確認のために警察等関係機関への照会資料として使用することに承諾します。

１．申請者

住所	〒　　－		
ふりがな 氏名	実印		
生年月日	Ｔ・Ｓ・Ｈ　　年　　月　　日	性別	男 ・ 女
電話番号	（　　）　　－		

・住所・氏名は、印鑑登録証明書又は印鑑証明書のとおりに記入してください。
・法人の場合は、代表者の記入が必要となります。

２．希望月額賃料

	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	一
金額											

３．物件の表示

所　在　地
神戸市北区南五葉１丁目９番

４．提出書類等チェックリスト（下記□欄に☑または■を記入してください。）

（全員）
□市有不動産借用願兼誓約書兼承諾書(随意契約用) □神戸市税に関する誓約書兼調査に関する承諾書
□法人役員名簿 □印鑑証明書 □履歴事項全部証明書 □国税の納税証明書その３の３
（代理人による入札・契約締結をする場合）
□委任状 □本人確認書類(代理人本人と確認できるもの)

―注意事項―

・申し込み物件ごとに提出してください。
・インク又はボールペンにより記入してください。
・**税抜きの希望月額賃料を記入してください。**施設貸しに該当する物件の場合は、記載されている金額に消費税及び地方消費税（10%）を加算した金額を契約月額賃料とします。
・数字は算用数字ではっきりと記入してください。また、金額初めの数字の前に必ず「¥」を記入してください。「¥」の記入が無い場合、無効となります。
・記入事項の訂正には、必ず、二重線により抹消のうえ、訂正印を押印し、その上部の空所に記入してください。
・一度提出した借用願の引換え、変更を行うことはできません。

記入例

様　式　⑥

令和　　年　　月　　日

神戸市長宛

令和８年度一般競争入札による駐車場用地（北区南五葉）の貸付

市有不動産借用願兼誓約書兼承諾書（随意契約用）

私は、「令和８年度一般競争入札による駐車場用地（北区南五葉）の貸付実施要領」（以下「実施要領」という。）に記載の内容を確認し、下記の物件の一般競争入札に申込みいたします。

申込みにあたり、実施要領に記載の入札参加資格を満たしていること、並びに添付資料を含む提出資料すべての記載事項は事実と相違ないことを誓約します。なお、落札しても契約を締結しなかった場合や契約を履行しなかった場合などには一定期間入札参加資格を喪失することがあることを承知しております。

また、今回の申込みにあたり提供した個人情報は、入札参加資格確認のために警察等関係機関への照会資料として使用することに承諾します。

印鑑証明書のとおりに「役職・代表者氏名」を記入してください

印鑑証明書と同一の印鑑で押印してください

法人の代表者の情報を記入してください。

１．申請者

住所	〒　　－		
ふりがな 氏名	実印		
生年月日	T・S・H　　年　　月　　日	性別	男・女
電話番号	（　　）　　－		

・住所・氏名は、印鑑登録証明書又は印鑑証明書のとおりに
・法人の場合は、代表者の記入が必要となります。

２．希望月額賃料

	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	一
金額											

・算用数字ではっきりと記入してください。
・金額初めの数字の前に必ず「￥」を記入してください。
「￥」の記入がない場合は、無効となります。
・金額を訂正する場合は、必ず二重線により抹消のうえ、
実印で訂正印を押印し、その上部の空所に記入してください。

３．物件の表示

所　在　地
神戸市北区南五葉１丁目９番

４．提出書類等チェックリスト（下記□欄に☑または■

（全員）
□市有不動産借用願兼誓約書兼承諾書（随意契約用）
□法人役員名簿　□印鑑証明書　□履歴事項全部証明書
（代理人による入札・契約締結をする場合）
□委任状　□本人確認書類（代理人本人と確認できる

―注意事項―

・申し込み物件ごとに提出してください。
・インク又はボールペンにより記入してください。
・**税抜きの希望月額賃料を記入してください。**施設貸しに該当する
方消費税（10%）を加算した金額を契約月額賃料とします。
・数字は算用数字ではっきりと記入してください。また、金額初めの数字の前に必ず「￥」を記入してください。
「￥」の記入が無い場合、無効となります。
・記入事項の訂正には、必ず、二重線により抹消のうえ、訂正印を押印し、その上部の空所に記入してください。
・一度提出した借用願の引換え、変更を行うことはできません。

土 地 賃 貸 借 契 約 書

（１）賃貸する土地

土地	地　番	（物件調書に記載の地番）
	地　目	（物件調書に記載の地目） （現況：（物件調書に記載の現況））
	地　積	（物件調書に記載の貸付面積）㎡（公簿・実測・概測）

（末尾図面の赤枠線内）

（２）用途

用　　途	（物件調書に記載の用途）

（３）契約期間

始　期	（物件調書に記載の貸付期間の初日）	●年●月間
終　期	（物件調書に記載の貸付期間の最終日）	

（４）賃料等

賃料	前期分（4月1日～9月30日分）	●●●●円（月額●●●●円） ※１	支払期日 ※２	各年４月30日
	後期分（10月1日～3月31日分）	●●●●円（月額●●●●円） ※１	支払期日 ※２	各年10月31日
	支払方法	神戸市の発行する納入通知書により神戸市の指定する金融機関に納付		
	遅延利息	支払期日の翌日から支払日までの日数により年14.6%の利率で計算		
保証金		●●●●●●円		
違約金		●●●●●●円		

※１　消費税及び地方消費税を含む。
※２　なお、支払期日が土曜日にあたる場合はその翌々日を支払期日とし、また、支払期日が休日にあたる場合は、その翌日を支払期日とする。

（５）賃貸人及び賃借人

賃貸人	神戸市
	担当部局：○○局□□課
賃借人	○△□◇株式会社

契 約 条 項

賃貸人神戸市（以下「甲」という。）と賃借人　　（以下「乙」という。）とは、頭書（１）に記載の土地（以下「本件土地」という。）の賃貸借につき、次の各条項により契約（以下「本契約」という。）を締結し、信義に従って誠実に義務を履行する。

（目的）

第１条　甲は、その所有に係る本件土地を乙に賃貸し、乙は、これを賃借する。

２ 甲及び乙は、本件土地が公有財産であり、地方自治法第238条の５第４項の規定により、公用又は公共用に供することが優先されることを相互に確認する。

（用途指定）

第２条　乙は、本件土地を頭書（２）に記載の用途にのみ使用するものとし、建物所有その他の目的に使用してはならない。また、使用にあたっては、各種関係法令並びに「令和８年度一般競争入札による神戸市有地貸付実施要領」に記載した条件等を遵守しなければならない。

２　乙が前項の指定用途に供すべき期日は、契約期間の始期とする。

（契約期間）

第３条　契約期間は、頭書（３）に記載するとおりとする。

（土地の引渡し）

第４条 甲は、本契約を締結し、保証金完納確認後速やかに、甲乙現地立会にて現状を確認したうえで、乙に対し、本件土地を現状有姿にて引き渡す。

２　甲は、前項の規定により引き渡す本件土地が頭書（２）に記載の用途に適合することを保証するものではなく、乙は、同用途に適合させるために本件土地の整備等を必要とする場合は、第14条の規定により甲の承諾を得て、乙の費用と責任において整備等を行わなければならない。

（賃料）

第５条　乙は、甲に対し、頭書（４）の記載に従い賃料を支払わなければならない。

２　前項にかかわらず、甲は、頭書（４）記載の支払期日以外の日を支払期日とする必要がある場合には、事前に乙に通知したうえで別に支払期日を定めることができる。この場合、乙は、甲の発行する納入通知書に基づき賃料を支払うものとする。

３　１か月未満の契約期間に係る賃料は、賃料月額を基礎として日割計算により算出した金額とする。この場合、１か月を30日として計算する。

（賃料の改定）

第６条　甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、賃料を改定することができる。

(1) 甲が本件土地につき特別の費用を負担することになったとき。

(2) 物価又は土地の価格の上昇若しくは低下その他の経済情勢の変動により、又は近傍類似の土地の賃料に比較して賃料が不相当と認められるに至ったとき。

２　甲は、前項の規定により賃料を改定する場合、乙に対し、書面により改定した賃料を通知する。

（消費税等）

第７条　乙は、消費税法及び地方消費税法の改正により消費税及び地方消費税の税率が変更された場合

は、変更後の税率に従って消費税及び地方消費税を負担するものとする。

（保証金）

第８条 乙は、本契約から生ずる甲に対する債務を担保するため、甲に対し、保証金として、頭書（４）に記載する金員を預託するものとし、これを本契約の締結と同時に、甲の発行する納入通知書により甲の指定する金融機関に納付しなければならない。

２　甲は、前項の保証金の額が、賃料の改定によってその３か月分を下回ることとなった場合は、保証金の額を改定することができる。この場合、乙は、甲に対し、改定後の保証金と既納保証金との差額を預託するものとし、甲の指定する支払期日までに、甲の発行する納入通知書により甲の指定する金融機関に納付しなければならない。

３　乙は、保証金を預託していることを理由として、自己の債務不履行責任に対する抗弁とすることができない。

４　甲は、契約期間の満了、解除その他の事由により本契約が終了し、乙が第18条に規定する原状回復を完了した場合は、保証金の全額を無利息で乙に返還する。ただし、甲は、本件土地の返還時に、賃料、原状回復に要する費用その他乙について未払の債務が存在する場合は、当該債務の額を保証金から控除する。

５　乙は、前項の規定による保証金の返還が完了するまでの間、保証金を、賃料その他の債務と相殺することはできない。

６　乙は、保証金返還請求権を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。ただし、第14条の規定により甲の承諾を得て賃借権が第三者に譲渡された場合は、甲乙間で別段の定めをしない限り、保証金返還請求権は当該第三者に譲渡されるものとする。

（遅延利息）

第９条　乙は、賃料その他本契約に基づく金銭債務（第８条第１項及び同条第２項による保証金の納付義務を除く。）の履行を遅滞した場合は、甲に対し、これらに対する支払期日の翌日から支払日までの日数に応じ、遅延した金額に対して年14.6%の割合による遅延利息を、甲の指定する支払期日までに、甲の発行する納入通知書により甲の指定する金融機関に納付しなければならない。

２　前項の遅延利息の計算に当たっては、賃料等の額に1,000円未満の端数がある場合又はその全額が2,000円未満である場合は、その端数金額又はその全額を切り捨てるものとし、また、遅延利息の額に100円未満の端数がある場合又はその全額が1,000円未満である場合は、その端数金額又はその全額を切り捨てるものとする。

（善管注意義務）

第10条　乙は、本件土地を善良な管理者の注意をもって使用及び維持管理をしなければならない。

２　乙は、騒音、振動、悪臭、有毒ガスの発生又は汚水の排出等、近隣に迷惑となる行為をしてはならない。

（紛争等の処理）

第11条　本件土地の使用及び維持管理に伴い発生する乙と第三者との紛争その他の諸問題については、乙の責任と負担において解決する。

（費用負担等の特約）

第12条　甲は、修繕を要する損傷・劣化等の原因の発生時期にかかわらず、本件土地の修繕義務を負わないものとし、当該損傷・劣化等に起因する乙の一切の損害について、その補償責任を負わない。

２　乙は、本件土地の維持管理及び修繕に要する経費をすべて負担する。

３　本契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。
４　甲は、乙が本件土地に関して負担した一切の費用について、その補償責任を負わない。
（契約不適合責任）
第13条　甲は、本契約に関して一切の契約不適合責任を負わないものとし、乙は、本件土地の種類、品質又は数量に関して本契約の内容に適合しないものがあった場合でも、甲に対し、本件土地の補修、不足分の引渡しによる履行の追完、賃料の減額若しくは損害賠償の請求を行うことができず、また本契約を解除することができないものとする。
２　前項にかかわらず、同項の場合において、乙が消費者契約法（平成12年法律第61号）第２条第１項の消費者であり、乙が第４条の引渡しの日から１年以内に本件土地に本契約の内容に適合しない旨を甲に申し出たときは、甲は、履行を追完する責任又は当該不適合の内容及び程度に応じて賃料を減額する責任を負い、乙は、甲に対して相当の期間を定めて履行の追完を催告した上、当該不適合により使用目的が達せられないときは、本契約を解除することができる。
（転貸、譲渡等の禁止）
第14条　乙は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合はこの限りでない。
(1) 本契約によって取得した権利の全部又は一部を譲渡又は転貸すること。
(2) 本件土地の用途又は形状を変更すること。
(3) 本件土地上に工作物等を設置すること。
２　乙は、前項の承諾申請をする場合は、甲が別途定める書式によるものとする。
（違約金）
第15条　甲は、乙が、第２条、第10条、若しくは前条の規定に違反した場合又は第24条の規定に該当する場合は、乙に対し、違反時の月額賃料の12か月分に相当する金額を違約金として請求することができ、乙は、これを甲の指定する支払期日までに、甲の発行する納入通知書により甲の指定する金融機関に納付しなければならない。
２　前項の違約金は違約罰であって、第23条に規定する損害賠償の予定又はその一部とはしないものとする。
３　第１項の規定は、第16条に規定する甲の契約解除権の行使を妨げるものではない。
（契約の解除）
第16条　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合において、乙に対し相当の期間を定めてその是正を催告したにもかかわらず当該期間内に是正されないときは、本契約を解除することができる。
(1) 第２条の規定に違反したとき。
(2) 乙が賃料の支払を怠ったとき。
(3) 保証金を支払期日までに納付しないとき。
(4) 第14条の規定に違反したとき。
(5) 前各号のほか本契約に違反したとき。ただし、次項の場合を除く。
２　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、乙に対する催告その他の手続を要せず、直ちに本契約を解除することができる。
(1) 甲において、本件土地を公用又は公共の用に供する必要が生じたとき。
(2) 第24条の規定に該当するとき。
(3) 仮差押、仮処分若しくは強制執行等の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けたとき。

(4) 支払停止又は支払不能に陥ったとき。
(5) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始等の申立てを受け、又は自らその申立てをしたとき。
(6) 合併によらないで解散したとき又は事実上その営業を停止したとき。
(7) 前各号のほか、信用状態に重大な変化が生じたとき、又は本契約に関して重大な違反をしたとき。

3　甲は、前項第１号の事由に基づき本契約を解除する場合は、乙に対し、通常生じる損失を補償するものとし、その他の事由に基づき本契約を解除する場合は、乙に対して一切補償をしないものとする。

（乙による中途解約）

第17条 乙は、契約期間中においても、解約を希望する日の６か月前までに、甲に対して書面により、解約希望日を明記して解約の意思を通知することにより、本契約を中途解約することができる。

2　乙が、前項の通知をした場合、当該通知日の６か月後の月の末日を解約希望日とし、本契約はその日で終了する。

3　本条により契約が終了する場合、乙は、第19条の規定に従って、本件土地の返還及び原状回復をしなければならない。

（契約の終了）

第18条　天災地変その他の不可抗力により本件土地の全部又は一部が滅失し又は棄損し、乙の使用目的が達せられなくなった場合は、本契約は当然に終了する。なお、甲は、滅失又は棄損した部分の修繕義務を負わず、乙の使用目的が達せられなくなるか否かは修繕がなされないことを前提に判断するものとする。

2 甲は、前項の契約の終了により乙に損害が生じたとしても、その損害について補償責任を負わない。

（土地の返還及び原状回復義務の特約）

第19条　乙は、本契約が終了する日までに（第16条の規定により本契約が解除された場合又は前条の規定により本契約が終了した場合は甲の指定する期日までに、第17条の規定により本契約が解約された場合は解約希望日までに）本件土地を甲に返還しなければならない。

2　乙は、前項の場合、自己の費用をもって、本件土地に設置した物を収去し、本件土地の引渡し時の状態にまで原状回復して返還しなければならない。ただし、甲がその必要がないと認めた場合は、この限りでない。

3　乙は、契約期間の満了に伴い第１項の返還をする場合には、契約期間の満了日の６か月前までに、甲に対し、本件土地の返還に必要な事項を甲に通知しなければならない。

4 甲及び乙は、第２項の規定により乙が行う原状回復の内容及び方法について、協議するものとする。

5　甲は、乙が第２項の規定による原状回復を行わない場合は、自ら原状回復のための措置を講ずることができ、乙は、甲の請求に従い、当該措置に要した費用を支払わなければならない。

6　乙は、第１項の期日までに本件土地を返還しない場合は、本契約終了日の翌日から返還完了に至る日までの賃料の倍額に相当する使用損害金を、甲の指定する期日までに、甲の発行する納入通知書により甲の指定する金融機関に納付しなければならない。

7　乙は、前項の場合において、本件土地の返還の遅延により甲に損害が生じたときは、甲に対し、前項の使用損害金とは別途に、その損害を賠償しなければならない。

（有益費等の放棄の特約）

第20条　乙は、甲の承諾の有無及び理由の如何にかかわらず、甲に対し、本件土地に自ら投下した有益費及び必要費の償還を請求することができない。

（実地調査等）

第21条　甲は、必要があると認めた場合は、乙の使用状況について質問し、本件土地に立ち入って調査し、また、乙に対し、参考となるべき資料の提出及び報告を求めることができる。この場合、乙は、調査・報告等を拒み、又は妨げてはならない。

（届出義務）

第22条　乙は、次の各号のいずれかに該当する事由が発生した場合は、甲に対し、その旨を遅滞なく届け出なければならない。

(1) 本件土地の現状に変更があるとき又は変更の恐れがあるとき。

(2) 乙の法人名、商号、代表者、氏名、住所、連絡先等、本契約締結時に甲に届け出た事項に変更があるとき。

(3) 前各号のほか、本契約の維持に障害となる事実が生じたとき。

２　甲は、乙に対して通知をする必要が生じた場合は、前項の届出がない限り、本契約書記載の住所、法人名、商号、代表者、氏名に宛てて通知を行うものとする。

３　前項の場合において、乙が第１項の届出を怠ったため、前項の通知が延着したとき又は到着しなかったときは、当該通知は、通常到達するべき時に到達したものとみなす。

（損害賠償）

第23条 乙は、本契約に規定する義務を履行しなかったことにより甲に損害を与えた場合は、甲に対し、その損害を賠償しなければならない。

２　乙が、本件土地の使用及び維持管理に起因する事故により第三者に損害を与えた場合は、乙の責任と負担において当該第三者に賠償しなければならない。

（暴力団等に対する除外措置）

第24条　本契約の締結にあたり乙が提出した入札参加申込書兼誓約書兼承諾書又は市有不動産借用願兼誓約書兼承諾書(随意契約用)の記載に反し、神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱（平成22年５月26日市長決定）第４条第１項第２号又は第６号に掲げる者が同要綱第５条各号に掲げる事項のいずれかに該当することが判明した場合は、甲は、乙に対し、第15条の規定により違約金の請求をし、また、第16条の規定により本契約の解除をすることができる。

（準拠法）

第25条　本契約は、日本法を準拠法とし、日本法によって解釈されるものとする。

（管轄裁判所）

第26条　本契約から生じる一切の法律上の争訟については、神戸地方裁判所又は神戸簡易裁判所をもって第１審の専属的合意管轄裁判所とする。

（疑義の解釈等）

第27条　甲及び乙は、本契約に規定のない事項又は本契約の規定の解釈について疑義がある事項については、誠意をもって協議し、円満に解決するものとする。

下記賃貸人（甲）及び賃借人（乙）は、本件土地について上記のとおり契約したことを証するため、

本契約書２通を作成し、記名押印又は署名捺印の上、各自その１通を保有する。

年　　月　　日

神戸市中央区加納町６丁目５番１号

賃貸人（甲）　神戸市

代表者　神戸市長　久　元　喜　造　㊞

住　所

賃借人（乙）

氏　名　　㊞